

公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領

第１ 趣旨

この要領は、杵築市が発注する公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

第２ 発注見通しに関する事項の公表

１ 契約担当者は、毎年度、４月１日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（設計金額が２５０万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を、公表するものとする。

- ① 工事の名称
- ② 工事の場所
- ③ 工事の期間
- ④ 工事の種別
- ⑤ 工事の概要
- ⑥ 入札及び契約の方法
- ⑦ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

２ 前項の規定により公表した事項については、１０月１日を目途として見直すものとし、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項について、遅滞なく公表するものとする。

第３ 入札の過程に関する事項の公表

契約担当者は、競争入札に付する公共工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げる事項を、（１）については指名通知後、（２）及び（３）については入札終了後、速やかに公表するものとする。

（１）指名結果

- ① 工事の名称
- ② 工事の場所
- ③ 入札予定日
- ④ 指名したものの商号又は名称
- ⑤ 予定価格

（２）入札結果

- ① 工事の名称
- ② 工事の場所
- ③ 入札日

④ 入札者の商号又は名称及び入札金額（落札者がいない場合において、入札執行後引き続いて地方自治法第１６７号の２第１項第８号により随意契約するものについては見積金額を含む。）

- ⑤ 落札者の商号又は名称及び落札金額
- ⑥ 最低制限価格

(3) 指名競争入札を行った場合におけるその者を選定した理由

第4 契約の内容に関する事項の公表

契約担当者は公共工事（予定価格が250万円を超えないもので随意契約を行ったもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げる事項について、契約締結後、速やかに公表するものとする。

- ① 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ② 工事の名称
- ③ 工事の場所
- ④ 工事の種別
- ⑤ 工事の概要
- ⑥ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ⑦ 契約金額
- ⑧ 随意契約の相手方を選定した理由（随意契約を行った場合に限る。）
- ⑨ 契約の変更にあっては、変更の理由

第5 公表の方法

- 1 公表は、公衆の閲覧に供することにより行うものとする。
- 2 閲覧所を各所掌する課におき、当該所掌する課の所管する工事に係る第2から第4に掲げる事項を閲覧に供するものとする。また、第2に掲げる事項は杵築市のホームページにも掲載し閲覧に供するものとする。
- 3 閲覧に際しては、閲覧場所に閲覧簿（別記様式1）を備え、閲覧者に必要事項を記載させた後に、次に掲げる書類を閲覧に供するものとする。
 - (1) 発注見通し 公共工事発注見通し一覧表（別記様式2）
 - (2) 指名結果 指名結果一覧表（別記様式3）
 - (3) 入札結果 入札結果一覧表（別記様式4）
 - (4) 指名した理由 指名業者選定理由書（別記様式5）
 - (5) 契約の内容 工事台帳（閲覧用）（別記様式6-1）及び随意契約理由書（別記様式6-2）

第6 公表期間

契約担当者は、第2に掲げる事項にあっては当該年度の3月31日まで、第3及び第4に掲げる事項にあっては閲覧に供する書類の発生年度の翌年度の3月31日まで公表するものとする。

附則

- ・この要領は平成17年10月 1日から施行する。
- ・この要領は平成19年 5月18日から施行する。
- ・この要領は平成29年 4月 3日から施行する。